副本

令和４年（行ウ）第３０２号・同第４４６号、令和４年（行ウ）第３８３号

神田警察通り整備工事代金請求義務付け等請求事件

原　　告　[redacted]　外１０名

被　　告　千代田区長　外１名

準　備　書　面　⑵

令和５年５月９日

東京地方裁判所民事第２部Ｂｄ係　御中

被告ら訴訟代理人弁護士　片　岡　由　紀

同指定代理人　阿　部　孝　敬

同　合　田　　順　代

同　品　治　　正

同　須　貝　誠　一　代

同　鈴　木　　亮　代

同　石　綿　賢一郎　代

同　山　口　和　久　代

同　　　　　　　　　　沼　田　竜　輔

同　　　　　　　　　　髙　木　裕　平

本書面において、被告らは、必要と認める範囲で、令和５年３月９日付け原告ら準備書面⑴（以下「**原告ら準備書面⑴**」という。）に対し反論及び同書面の求釈明に回答し、並びに、令和５年３月３１日付け原告ら準備書面⑵（以下「**原告ら準備書面⑵**」という。）に対し反論する。

第１　はじめに―本件訴訟の争点及びこれまでの主張反論について―

原告らの主張に対する反論及び求釈明への回答を行う前提として、本件の争点に関する被告らの認識を明らかにした上で、かかる争点に関する当事者の主張の概要を整理する。

１　本件訴訟の争点

被告らにおいて、本件訴訟の争点は、以下のとおりであると思料する。

⑴　千代田区が訴外大林に対し、本件約款３４条１項に基づき、前払金１億円（以下「**本件前払金**」という。）を支出したことが違法か否か（第１事件の請求の趣旨第１項に係る訴え）

⑵　千代田区が訴外大林に対し、本件残代金を支出することが違法か否か（第１事件の請求の趣旨第２項に係る訴え）

⑶　被告課長が訴外大林に対し、本件約款１９条に基づき、本件工事を一時中止する旨の通知を行わないことが財務会計行為（怠る事実（法２４２条の２第１項３号。なお、法２４２条１項参照。））に該当するか否か、また、仮に該当したとして、当該怠る

事実が違法か否か（令和５年３月２２日付け訴えの変更決定による決定後の第２事件の訴え（以下、単に「**第２事件の訴え**」という。）

2　争点に関する当事者の主張の概要

(1)　争点(1)及び(2)に関する第１原告と被告の主張

ア　第１事件原告らの主張

(ア)　本件工事契約締結に係る千代田区の判断に裁量権の逸脱・濫用がある（移動等円滑化法の解釈の誤り、地方財政法８条違反等）、または、当該判断に至る過程の手続に重大な瑕疵（住民に対する情報公開が不十分かつ不適切、意見公募等の手続の欠缺等）があるため、同契約は違法であり、私法上も無効であるから、これに基づく公金支出は違法である（第１事件訴状第２の４・３ないし１５頁）。

(イ)　本件工事契約締結に係る千代田区議会の議決は、千代田区職員から同区議会議員に対し虚偽ないし不正確な説明がなされた結果行われたものであるから無効であり、かかる議決に基づいて締結された同契約は私法上無効というべきであるから、これに基づく公金支出は違法である（第１事件訴状第２の５・１５ないし１８頁）。

(ウ)　本件工事契約締結に係る意思表示には、錯誤の瑕疵がある、または、予備的に、当該意思表示は千代田区と訴外大林による通謀虚偽表示によるものであるから、本件工事契約は無効であり、これに基づく公金支出は違法である（第１事件訴状第２の６・１８及び１９頁）

イ　被告らの主張

(ア)　判例上、違法に締結された契約とその私法上の効果とは別

途考察されており、地方公共団体が締結した違法な契約が私法上無効となるのは、当該契約の効力を無効としなければ、法令の規定の趣旨を没却する結果となる特段の事情が認められる場合に限られるとされる（最高裁判所昭和６２年５月１９日第三小法廷判決・民集４１巻４号６８７頁参照）。

また、かかる特段の事情が認められる場合とは、判例上、契約締結に至るまでの判断に、裁量権の範囲の「著しい」逸脱又は濫用があり、当該契約を無効としなければ地方自治法２条１４項，地方財政法４条１項の趣旨を没却する結果となる場合とされている（最高裁判所平成２０年１月１８日第二小法廷判決・民集６２巻１号１頁参照）。

他方、契約が私法上無効でない場合には、地方公共団体はその相手方に対しそれに基づく債務を履行すべき義務を負い、その場合、地方公共団体が「当該契約の取消権又は解除権を有しているときや」、「当該契約が著しく合理性を欠きそのためその締結に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存し、かつ」、客観的にみて当該公共団体が「当該契約を解消することができる特殊な事情があるときでない限り」、当該契約の債務の履行として行う公金支出は違法とはならないとされている（最高裁判所平成２５年３月２１日第一小法廷判決・民集６７巻３号３７５頁参照）。

しかるところ、上記ア（ｱ）の第１事件原告らの主張は、ただ本件工事契約が違法である旨をいうにとどまり、同契約を私法上無効とすべき特段の事情については何ら主張がなく、また、千代田区が本件工事契約の取消権や解除権を有していると解すべき事情や、同契約が「著しく合理性を欠く」事情

及び同契約を千代田区が解消できると解すべき特殊な事情についても何ら主張がない以上、上記判例に照らせば主張自体失当である（第１事件答弁書（被告課長において援用。以下、単に「**第１事件答弁書**」という。）第７の２・２４及び２５頁。なお、令和４年１２月２３日付け被告千代田区長準備書面(1)（被告課長において援用。以下「**被告準備書面(1)**」という。）第３の４(1)・２４及び２５頁参照。）。

上記の点を措くとしても、本件工事契約締結に係る千代田区の判断に何ら不合理な点はない以上、裁量権の逸脱・濫用はなく、また、同判断に至る過程の手続にも何ら瑕疵はない（第１事件答弁書第７の３・２５ないし３８頁）。

(ｲ) 本件工事契約に関する千代田区職員の千代田区議会議員に対する説明に何ら虚偽ないし不正確と評価すべき点はないため、同契約締結に係る千代田区議会の議決は有効である（第１事件答弁書第７の４(3)及び(4)・３９ないし４１頁）。

(ｳ) 本件街路樹を伐採することにつき、千代田区及び訴外大林に認識の不一致はなく、また、同街路樹がいわゆる「枯損木」に該当することが本件工事契約締結の動機となっているわけでもない以上、本件工事契約締結に係る意思表示に錯誤は存せず、なおかつ、当該意思表示が虚偽であったという事実もない以上、同契約が虚偽表示によって締結されたとする点も理由がない（第１事件答弁書第７の５・４１ないし４２頁）。

(2) 争点(1)及び(2)に関する第１事件参加原告と被告の主張

ア 第１事件参加原告の主張

(ｱ) 本件工事契約締結に係る千代田区議会の議決は、千代田区

職員から同区議会議員に対し虚偽ないし不正確な説明がなされた結果行われたものであるから無効であり、かかる議決に基づいて締結された同契約は違法であるから、これに基づく公金支出も違法である（本件申出書第２の４(1)及び(2)・８ないし２４頁）。

(ｲ) 予備的に、本件工事契約は、本件街路樹伐採の経費という本来不必要な支出を伴うものであるから法２条１４項及び地方財産法４条１項に違反し、また、千代田区の重要な財産を自ら毀損するものであるから同法８条にも違反するため違法であり、同契約に基づく公金支出も違法である（本件申出書第２の４(3)アないしエ・２４ないし２９頁）。

(ｳ) さらに予備的に、本件工事契約締結に関し、仮に千代田区に一定の裁量権が認められたとしても、同契約の必要性に係る千代田区の判断には裁量権の逸脱・濫用がある（地域区民の合意形成ができていない、移動等円滑化法の解釈に誤りがある等）ため、同契約は違法であり、これに基づく公金支出も違法である（本件申出書第２の４(3)オ・２９ないし４０頁）。

イ　被告らの主張

(ｱ) 参加原告の摘示する千代田区職員の答弁に何ら虚偽ないし不正確と評価すべき点はなく、本件工事契約締結に係る千代田区議会の議決は有効である（被告準備書面(1)第３の２(2)ないし(4)・１５ないし２１頁）。

(ｲ) 本件街路樹の伐採は本件工事に必要であり、その経費についても何ら不必要な支出とは解されない以上、本件工事契約の締結は法２条１４項及び地方財政法４条１項には違反しな

い。

また、本件街路樹の伐採等は地方財政法８条の規定に照らし何ら合理性を欠くものではないため、同条にも違反しない（被告準備書面(1)第３の３・２１ないし２３頁。なお、第１事件答弁書第７の３(2)・２８及び２９頁。）

(ｳ) 上記ア（ｳ）の第１事件参加原告の主張は、ただ本件工事契約が違法である旨をいうにとどまり、同契約の効力を私法上無効と解すべき特段の事情については何ら主張がなく、また、千代田区が本件工事契約の取消権や解除権を有していると解すべき事情や、同契約が「著しく合理性を欠く」事情及び同契約を千代田区が解消できると解すべき特殊な事情についても何ら主張がない以上、前掲最高裁判所昭和６２年判決、同平成２０年判決及び同平成２５年判決に照らせば、主張自体失当である（被告準備書面(1)第３の４(1)・２４及び２５頁参照。）。

上記の点を措くとしても、本件工事契約締結に係る千代田区の判断に何ら不合理な点はない以上、裁量権の逸脱・濫用はない（被告準備書面(1)第３の４(2)ないし(7)・２５ないし３１頁参照）。

(3) 争点(3)に関する第２事件原告と被告課長の主張

ア 第２事件原告の主張

被告課長は訴外大林に対し、本件約款１９条に基づき、本件工事を一時中止するよう通知しなければならない以上、これを怠ることは違法である。

イ 被告課長の主張

(ｱ) 第２事件原告が「怠る事実」として摘示する上記アの行為

（不作為）は財務会計行為に当たらない以上、第２事件の訴えは不適法な訴えである（本案前の主張。被告課長において援用する令和４年１１月１日付け答弁書（以下、単に「**第２事件答弁書**」という。））。

(ｲ)　本件においては、「工事を施工できないと認められる」（本件約款１９条）事態が生じているとは認められない以上、同条の規定する工事の一時中止の通知をしなければならない理由がない（本案の主張。被告準備書面第４の２・３３及び３４頁）。

第２　原告ら準備書面(1)への反論及び求釈明への回答

原告ら準備書面(1)において、原告らが整理した項目の順に従い、以下、必要と認める範囲で反論するとともに、求釈明に回答する。

１　「第２の１」（原告ら準備書面(1)・４頁）について

(1)　「ア」（同・４頁及び５頁）について

ア　原告らの主張の趣旨が判然としないものの、本件工事区間において、パーキング・メーターを全廃させることが困難とされたことについては、第１事件答弁書第６の４(2)（１２頁）及び同第６の１１（１５頁）で述べたとおりである。

原告らは、改訂前の賑わいガイドラインの記載（甲Ｂ２・５頁）に従って整備を行えば、本件工事区間の歩道につき２メートルを確保することが可能と主張するが、上記のとおり、「駐車レーンを原則廃止する」（甲Ｂ２・５頁）ことが困難となった以上、改訂前の同ガイドラインの記載のとおりに整備を行うことがもはや叶わないのであるから（それゆえ、同ガイドラインは改訂されたのである。なお、第１事件答弁書第６の16及び17（１７頁及び１８頁）参照。）、改訂前の同ガイドラインに従っ

た工事施行が可能であること前提とする原告らの主張は失当である。

そして、原告らは、かかる前提を誤った主張を根拠として、「今ある街路樹がその位置にあると整備ができない」という須貝課長の答弁が虚偽ないし不正確である旨述べるに過ぎないのであるから、かかる主張もまた失当という他ない。

イ　同項における求釈明への回答

上記のとおり、本件工事区間において「駐車レーンを原則廃止」することは困難とされたものである。それゆえ、「駐車レーンを原則廃止とした場合」などという仮定の状況を前提とする求釈明については、回答する必要はないものと考える。

(2)　１０か年にわたって議論され、共通理解が図られているとの答弁について

本件委員会における印出井部長の答弁のうち、「１０か年にわたり・・・ところでございます」との答弁（甲Ｂ６・１４及び１５頁）に何ら虚偽ないし不正確と評価すべき点はないことは被告準備書面(1)（１６ないし１９頁）で述べたとおりである。

原告らは、被告らの上記主張をもって、「印出井部長の答弁が虚偽であったことを自白したに等しい」と主張する（原告ら準備書面(1)第２の１イ・６頁参照）が、何故そのように解されるのかが全く不明な主張であるから、所論は牽強付会の論といわざるを得ない。

(3)　対立にならないような形で進めていきたいとの答弁について

ア　本件工事契約締結後、千代田区が複数回にわたり住民説明会や意見交換会を開催の上、対話の機会を設けたこと（第１事件答弁書第６の28、32、33及び35・２２及び２３頁）、また、この

うち令和４年４月９日の意見交換会において、参加原告が主張するような議論を途中で打ち切ったという事実がないことは既に述べたとおりである（被告準備書面(1)第３の２(4)イ及びウ・１９及び２０頁）。

千代田区は、現に、伐採反対派との対立解消に努めた上で本件街路樹伐採に着手しているのであるから、印出井部長による「それをできるだけ、・・・対立にならないように進めていきたいと、検討を進めていきたい」（甲Ｂ６・１８頁）及び「対話の下で、・・・まちづくりを進めていくよう努めてまいりたい」（甲Ｂ６・２２頁）との答弁を虚偽ないし不正確などと評価すべき理由がないことは明らかである。

イ　なお、原告らは、甲Ｃ３２を引用し、千代田区と地域住民との間で、中断されていた工事の再開に当たり、工事説明会を開催するとの合意が成立していたにもかかわらず、千代田区が、令和５年２月６日未明に、当該住民らに対して事前に連絡することなく、本件街路樹のうち４本の樹木を伐採したことを論難する。

この点について、被告らは、同日、本件街路樹のうち４本の樹木を伐採したことは認めるものの、千代田区と地域住民との間で参加原告が摘示するような合意が成立していたとの点は否認ないし争うものである。

まず、原告らは、令和４年６月３０日から同年７月８日までの作業内容を記載した工程表（乙５９）に「変更が生じる場合は、滝本様へ事前連絡をします」との記載があることをもって、千代田区が地域住民に対し、本件工事に係る作業を実施する場合は当該住民に対し事前連絡をする旨約したと主張するよ

うである。しかし、上記工程表（乙５９）の記載は、その記載内容からも明らかなように、あくまで、同工程表に記載された工事作業（具体的には「舗装版切断工」、「試掘工」、「雨水桝及び取付管」に係る工事作業。）に変更が生じた場合にその旨事前連絡することを約したものに過ぎず、本件街路樹の伐採を含む、その他の工事作業に変更等が生じた場合のことについては何ら言及していない。

そうすると、原告らの主張は、上記工程表（乙５９）の記載を曲解するものであり、失当である。

また、原告らの摘示する令和４年７月３日付けの要望書なるものについても、かかる要望内容を千代田区が応諾したという事実がないため、原告らのいうような、千代田区が地域住民に対して事前連絡を行うないし工事説明会を開催するといった合意が成立したと解する余地はない。

ウ　以上のほか、原告らは、「千代田区の対応が・・・一部の区民の意に沿わなかったとしても、・・・虚偽であるなどと評価されるべきではない。」との被告らの主張（被告準備書面⑴第３の２⑷イ・２０頁）について、かかる主張は一部の少数の区民だけが反対しているかのような主張であって、近隣住民を「矮小化」するものである旨論難し、被告らに対し、謝罪の上、当該主張を撤回するよう求めている（原告ら準備書面⑴第２の１ウ・７ないし９頁）。

しかしながら、原告らも認めるように、本件街路樹伐採については、現に、反対派のみならず、賛成派の区民も存在するのであるから、反対派の区民が「全部」ではなく「一部」であることは何ら事実に反するものではない（なお、被告らは、「一

部」の数的評価については何ら言及していない。)。

それゆえ、上記主張を撤回する必要も、当該主張につき謝罪する必要も認められない。

エ　さらに、原告らは、訴訟上の信義則（民事訴訟法２条）に基づき、御庁の関与の下、本件工事について、原告らと対話を行うことを求める（原告ら準備書面(1)第２の１ウ・９頁)。

しかし、本件訴訟は、あくまで、原告らが提起した各請求の趣旨に係る訴えにつき、御庁において、上記第１の１で述べたような各争点を審理し、判断するための手続であって、原告らと被告らとで本件工事について対話を行う場ではない。

したがって、被告としては、引き続き、原告らの訴えの当否について、御庁において、厳正なる手続の下、審理判断されることを求めるものである。

2　「第２の２」(原告ら準備書面(1)・９頁）の求釈明への回答

前提として、被告らは、原告らが摘示する千代田区職員の答弁内容が虚偽ないし不正確であるとの点は否認ないし争い、特に、虚偽であるとの点は明確に否認ないし争うものである。ただ、万が一、上記答弁内容が不正確と評価された場合に備え、答弁内容の一部が不正確であっても、そのことをもって直ちに本件定例会の議決が無効となるものではない旨を予備的に主張しているにすぎない。

そうだとすれば、本件では、千代田区職員の答弁内容が虚偽答弁（本件申出書第２の４(2)ア・２２頁参照）と評価し得るか否かという点がまずもって審理されるべきであり、参加原告がいうような「仮に虚偽の答弁の場合に」(原告ら準備書面(1)・１０頁）などという仮定を前提とした議論を行うことが有意なことであるとは認められない。

したがって、上記の求釈明に対し回答する必要を認めない。

3　「第2の4(1)」（原告ら準備書面(1)・10頁）の求釈明への回答

本件で争点とされるべきは、本件工事契約に基づく公金の支出の違法性の有無であると解されるところ、原告らは、当該公金支出の違法性を基礎付ける事情として、同契約が本件街路樹伐採の経費という本来不必要な支出を伴うものであるから地方自治法2条14項及び地方財政法4条1項に違反し、違法である旨主張している（上記第1の2(2)ア（イ）・6頁）。

これに対し被告らは、本件工事の施行上、本件街路樹の伐採は必要不可欠な工程である以上（被告準備書面(1)第3の3(2)・21頁。なお、第1事件答弁書第7の3(2)・26ないし28頁）、同伐採のための経費は必要な支出と解すべき旨主張するものである。

そうだとすれば、上記争点との関係では、本件街路樹伐採のための費用の支出が必要か否か、ひいては、当該伐採の工程が、本件工事の施行上必要か否かが判断されれば足り、審理の対象としてもその点に尽きるというべきである。なお、本件工事の施工上、本件街路樹の伐採が必要不可欠でることは既に述べたとおりである（第1事件答弁書第7の3(2)・26ないし28頁）。

それゆえ、同街路樹が参加原告のいう「枯損木」に該当するか否か、及び本件工事契約に係る内訳書（甲B8）において、「枯損木」との表記が用いられていることの適否については、上記争点に直接関係するものではないというべきである。

したがって、同項において釈明を求める事項については、回答する必要はないものと考える。

4　「第2の4(2)」（原告ら準備書面(1)・11頁）について

(1)　前提

参加原告は、本件工事契約に基づく公金支出の違法性を基礎付ける事情として、本件工事により千代田区は同区の貴重で重要な財産である本件街路樹を毀損することになるため、同契約が地方財政法８条に違反し、違法である旨主張している（上記第１の２(2)ア（イ)・６頁）。

これに対し、被告らは、主として、同法８条は、地方公共団体の財産について、「その所有の目的」に応じて効率的に運用されなければならない旨規定するところ、本件街路樹を伐採（一部移植）し、新たにヨウコウザクラを植栽することは、本件通りの附属物である本件街路樹の運用として何ら合理性を欠くものではなく、本件工事契約は同条に違反するものではない旨主張するものである（被告準備書面(1)第３の３(4)・２２頁。なお、第１事件答弁書第７の３(3)・２８及び２９頁)。

しかしながら、かかる被告らの主張に対し、原告ら準備書面(1)において、特段有意な反論はなされていない。

また、被告らは、「なお、付言すれば」として、Ⅰ期区間の街路樹と本件街路樹とでは、植栽された時期や幹回りの太さが異なっている点を挙げ、Ⅰ期区間と本件工事区間の街路樹について、参加原告のいうような景観の連続性は認められない旨主張しているところ（被告準備書面(1)第３の３(5)・２２及び２３頁)、かかる主張は、あくまで街路樹の様相が異なっているという「事実」を主張しているものである。

しかしながら、これに対しても、原告ら準備書面(1)においては「事実は否認する。」（同書面第１の３(3)オ・３頁）とするのみで、否認の理由については明示されていない。

(2) 同項における求釈明への回答

上記(1)で述べた双方の主張によれば、本件工事契約を締結することが地方財政法８条に違反するか否かを判断する上では、主として、本件工事によって本件街路樹を伐採し、ヨウコウザクラに植え替えることの合理性について審理されるべきであり、また、仮にⅠ期区間と本件工事区間の街路樹に係る景観の連続性の有無といった点に踏み込むとしても、上記のような街路樹の様相という事実レベルの主張につき審理されれば足りるものと思料する。

したがって、同項において釈明を求める事項については、回答する必要はないものと考える。

なお、念のため付言すれば、既に述べたとおり、賑わいガイドラインは、本件工事の施工内容が具体化されていく中で改訂され（第１事件答弁書第６の16及び17・１８頁及び１９頁)、原告らの摘示する「豊かに育った既存の街路樹を活用する（白山通りのプラタナス、共立女子前のイチョウなど)」との記載は、「豊かに育った既存の街路樹を活用する（白山通りのプラタナス、共立女子前のイチョウ)」に改められている。そして、白山通りのプラタナス及び共立女子前のイチョウはいずれもⅠ期区間の整備工事において保存されている以上、「豊かに育った既存の街路樹を活用する（白山通りのプラタナス、共立女子前のイチョウ)」との目的は既に達成されている。

それゆえ、本件工事に伴って本件街路樹を伐採したとしても、改訂後の賑わいガイドラインには何ら抵触しない。

5　「第２の４(3)」(原告ら準備書面(1)・１３頁）について

(1)　「ア」について

ア　前提として、原告らは、被告らが、本件工事契約が「無効とされない限り、同契約の履行として前払金や残代金を支出する

ことが違法でない」旨主張していると解しているようであるが（原告ら準備書面(1)第２の４(3)ア・１３頁)、被告らは、契約に基づく公金支出が違法となる場合について、必ずしも当該契約が私法上無効である場合に限られるとしているわけではない。

すなわち、被告らは、前掲最高裁判所平成２５年判決を引用の上、契約に基づく公金支出が違法となるのは、同契約が私法上無効である場合か、無効と評価できない場合は、地方公共団体が「当該契約の取消権又は解除権を有しているときや」、「当該契約が著しく合理性を欠きそのためその締結に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存し、かつ」、客観的にみて当該公共団体が「当該契約を解消することができる特殊な事情があるとき」に限られる旨主張しているものである（上記第１の２(2)ア（イ)・６頁及び上記同イ（ア)・６頁)。

イ　また、参加原告は、第１事件の請求の趣旨第１項に係る訴え（法２４２条の２第１項４号に基づく請求）は、本件工事契約自体が違法であることに基づく損害賠償を求める訴えであって、かかる請求に当たり、同契約が私法上無効であることまで求められない旨主張する。

かかる主張の趣旨は判然としないものの、前掲最高裁判所平成２５年判決は、「債務を負担する契約が違法に締結されたものであるとしても、それが私法上無効ではない場合には・・・その相手方に対しそれに基づく債務を履行すべき義務を負う」ことを前提に、「その債務の履行としてされる財務会計上の行為を行う権限を有する職員は、・・・当該相手方に対する当該債務を解消することができるときでなければ、当該行為を行ってはならないという財務会計法規上の義務を負うものではない」と

し、そのことは、「当該行為が支出負担行為たる契約に基づく債務の履行としてされる支出命令である場合においても」同様に当てはまるとしている。

そうすると、本件前払金を支出した職員及び同職員を指揮監督する被告の行為が違法というためには、本件工事契約が違法であるにとどまらず、同契約が私法上無効か、無効と評価できない場合であっても、同契約に基づく債務を解消できる場合でなければならない（かような場合でなければ、財務会計行為を行う権限を有する職員は、同契約に基づく支出を行う義務を負うため、仮に同契約が違法であったとしても、当該支出を行った職員及びこれを指揮監督する被告の行為に違法ない）以上、第１事件の請求の趣旨第１項に係る訴えにおいて、一概に「同契約が私法上無効であることまで求められない」とまではいえない。

この点を措くとしても、上記訴えの請求原因のうち、本件工事契約締結に係る判断に被告の裁量権の逸脱又は濫用が認められるとの主張については、結局のところ、本件工事契約の違法をいうにとどまるものであり、原告らにおいて、上記判例のいう、契約に基づく債務を解消できる場合といえる事情、すなわち、千代田区が本件工事契約の取消権や解除権を有していると解すべき事情や、同契約が「著しく合理性を欠く」事情及び同契約を千代田区が解消できると解すべき特殊な事情について何ら主張立証がされていない以上、いずれにしても、主張自体失当というべきである。

ウ　また、第１事件の請求の趣旨第２項に係る訴えに関し、原告らは、本件申出書第２の４(3)オ（２９ないし４０頁）で主張す

る事情は、本件工事契約が私法上無効となる「特段の事情」を基礎づけるとも主張する。

しかし、参加原告の摘示する上記事情は、その記載によれば、単に、千代田区の判断に裁量権の逸脱・濫用があるこというにとどまるものと解されるところ、違法な契約が私法上無効となる「特段の事情」とは、地方公共団体の判断に裁量権の範囲の「著しい」逸脱又は濫用がある場合をいうものとされている（前掲最高裁判所平成２０年判決）。そうすると、単に、裁量権の逸脱・濫用があることを基礎づける事情について主張するのみでは、本件工事契約が私法上無効となる「特段の事情」に係る主張としては、なお不十分といわざるを得ない。

この点を措くとしても、本件工事契約締結に係る千代田区の判断に裁量権の逸脱濫用が認められないことは、既に述べたとおりであるから（被告準備書面(1)第３の４(2)ないし(7)・２５ないし３１頁参照）、いずれにしても所論は失当である。

(2)　「イ」の求釈明への回答

同項の求釈明のうち、本件工事区間の歩道について２メートル以上の有効幅員を確保する必要があると「被告が判断した時期」というのが具体的にどういった状況のことを指しているのか判然としないものの、上記歩道の有効幅員をいかにするかという点を含め、本件工事の施工内容については、本件協議会や千代田区議会での議論を経て決定されたものである（第１事件答弁書第６の９ないし２６・１３ないし２２頁））。そして、その決定に至る経緯については、第１事件答弁書において証拠を引用し既に主張したとおりである（１３ないし２２頁）。

6　「第２の４(4)」（原告ら準備書面(1)・１５頁）について

参加原告は、被告に対し、御庁の関与の下、対話を行うことを求めるが、本件訴訟が対話を行うための手続ではないこと、及び被告としては、御庁による審理判断を求めることは上記１(3)エ（１２頁）のとおりである。

このほか、第２事件答弁書及び被告準備書面(1)第４の２・３３及び３４頁の主張に対し、特段有意な反論はなされていない。

第３　原告ら準備書面(2)への反論

１　「第２の１」（原告ら準備書面(2)・１３頁）について

第１事件の請求の趣旨第１項に係る訴えにおいて、一概に「本件契約が無効であることまで要求されるものではない」とまではいえないこと、また、原告らの主張のうち、単に、本件工事契約が違法である旨をいうにとどまる主張（第１事件訴状第２の４・３ないし１５頁）については、本件工事契約に基づく債務を解消できる事情について何ら主張立証がない以上、いずれにしても主張自体失当であることは上記第２の５(1)イ（１６頁）のとおりである。

また、同事件の請求の趣旨第２項に係る訴えにおける、千代田区の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとの原告らの主張が、本件工事契約が無効となる「特段の事情」に係る主張として不十分であることは、上記第２の５(1)ウ（１７頁）のとおりである。

２　「第２の２(1)」（原告ら準備書面(2)・１３ないし１５頁）

繰り返し述べているように、原告らは、本件施行規則の規定にかかわらず、特定道路の歩道について、例外的に有効幅員を１．５メートルとする措置を執ったとしても違法ではないとか、本件規則を改正し経過規定を設けることは違法ではないなどと主張するが、逆に、そもそも、そのような措置や規則改正を行わないことが、何故違法となるのかが不明である。

このほか、①千代田区が特定道路の歩道の有効幅員を１．５メートルに緩和する措置を執らないことに不合理な点はないこと、②平成２５年３月８日開催の千代田区議会総務企画委員会での千代田区職員の答弁は、本件規則の経過規定に関して述べられたものでなく、それゆえ、上記答弁を理由に、千代田区が上記有効幅員につき柔軟な対応が可能であるとの解釈を示したことにはならないこと、③本件規則に経過規定を設けないことに何ら不合理な点がないことは、被告準備書面(1)第３の４(4)（２５ないし２９頁）で述べたとおりである。

3　「第２の２(2)」（原告ら準備書面(2)・１５及び１６頁）

既に述べたとおり、本件工事区間の歩道の有効幅員を２メートル以上とするとの千代田区の判断に不合理な点はない以上、「２．０メートルの有効幅員を確保することを前提とする必要はない」とする原告らの主張は失当である。

また、Ⅰ期区間の街路樹と本件街路樹とではその様相が異なっており、景観としての連続性は認められないこと（被告準備書面(1)第３の３(5)・２２及び２３頁）、また、緑陰の問題はヨウコウザクラに移植したとしても対応可能であるが、そもそも、本件工事区間において緑陰の問題が生じ得るのか疑問であること（第１事件答弁書第７の３(3)エ・２９頁）は、既に述べたとおりである。

さらに、ヨウコウザクラについて、２メートル以下の下枝のところから枝が張り出すという問題があるとの指摘は、そもそも、被告らの主張が、「２．５メートル以下の高さに下枝がないものを選定し管理」することを前提とするものである以上（第１事件答弁書第７の３(3)同ウ・２９頁）、的外れの指摘である。

4　「第２の２(3)」（原告ら準備書面(2)・１６及び１７頁）

上述のとおり、２．０メートルの有効幅員を確保することを前提とする必要はないとする原告らの主張は失当である。

また、パーキング・メーターを設置したとしても「直ちに路上駐車が減るとも考えられない」との原告らの指摘は、そもそも、本件工事においてパーキング・メーターを整備し設置することは、路上駐車そのものを減少させることではなく、「違法な」路上駐車や大型車両の駐車を抑止することを目的としているものであるから（第１事件答弁書第６の１１・１５頁）、的外れの指摘である。

なお、原告らは、平成３０年１２月時点の調査結果（乙２５）が正確性を欠いているとも主張するが、そもそも、当該調査結果が「かなり」古いものであるとの評価自体が疑問であり、また、この点を措くとしても、原告らは単に調査が行われた時期を指摘するのみで、当該調査結果と実態との間の乖離の有無につき何ら具体的な主張がされていない以上、「不正確」というのは、根拠のない単なる憶測を述べるに過ぎないものといわざるを得ない。

5　「第２の２(4)」（原告ら準備書面(2)・１７ないし１９頁）、「第２の２(7)」（同・２５ないし２９頁）及び「第２の２(8)」（同・２９及び３０頁）について

(1)　本件街路樹の伐採を含む、本件工事の施工内容については、沿道の町会及び商店会の代表者等、その地域を代表する者によって構成される本件協議会（乙４）や、区民の代表機関である千代田区議会（その常任委員会である企画総務委員会及び定例会）での議論を経て決定されたものであること、また、千代田区議会は原告らをはじめとする住民も傍聴でき、かつ、少なくとも同議会の議事録は、同議会での議論がなされた当時から、千代田区議会のホームページ上で何人も閲覧可能であったこと、さらには、本件

工事の概要についても、千代田区のホームページに掲載され、本件工事契約締結よりも前に、何人も閲覧可能だったことは、既に述べたとおりである（第１事件答弁書第７の３(5)及び(8)・３０、３１及び３５ないし３７頁）。

そして、本件工事契約締結後、千代田区が複数回にわたり住民説明会や意見交換会を開催したことも、既に述べたとおりである（第１事件答弁書第６の28、32、33及び35・２２及び２３頁）。

(2) 原告らは、千代田区のホームページ上に本件工事の概要について掲載されていても、そのことを知らなければ閲覧しようがない（原告ら準備書面(2)第２の２(4)・１８頁）とか、企画総務委員会で審議され、その議事録がホームページ上に公開されていることを知らなければ、傍聴したり閲覧しようがない（同第２の２(7)・２７頁）などとして、千代田区の対応に不備がある旨論難するようである。

しかしながら、区議会での議論が原則として住民に公開されていることや自治体や地方議会が自らのホームページ上で情報発信を行っていることは、昨今においてはもはや公知の事実であり、実際にも、千代田区や千代田区議会が、各ホームページ上において、上記(1)で述べたような情報を何人にも閲覧可能な状態で公表していたのであるから、原告らにおいて、容易に情報収集することが可能であったという事実に変わりはない。

(3) また、原告らは、令和２年１２月２５日に開催された千代田区議会企画総務委員会での須貝課長の答弁について、賑わいガイドラインを「変更した」ことや、その変更の理由について説明している訳ではないとして、住民に対する説明としては不十分である旨主張する（原告ら準備書面(2)第２の２(7)・２７頁）。

しかし、千代田区において、賑わいガイドラインを甲Ｂ３のとおりに改訂する旨決裁されたのは令和３年９月１５日であって（乙３３）、上記委員会の段階では同ガイドラインの改訂につき決定はされていなかった以上、同委員会において、「変更した」旨の答弁をすることは事実に反することになる。

また、須貝課長は、上記委員会において、同ガイドラインの改訂が必要な理由については十分説明している以上（乙３２・４枚目）、「変更の理由について説明していない」との指摘は当たらない。

⑷　さらに、原告らは、令和４年４月９日に実施された意見交換会のみでは、住民らの意見集約の手続としては不十分であるとするが（原告ら準備書面⑵第２の２⑻・３０頁）、かかる意見交換会に先立ち、既に複数回の住民説明会や意見交換会が実施されていたことを踏まえれば、千代田区の対応が不十分だったとの評価は当たらない。

⑸　なお、原告らは、千代田区が原告らに事前に説明せずに本件街路樹の伐採に及んだことが違法（国家賠償法１条１項）であるとして、同区を被告として、別件訴訟（御庁令和４年（ワ）第１０９５４号損害賠償請求事件）を提起していたところ、令和５年３月２２日に判決が言い渡されたため、その判決文を証拠として提出する（乙６０）。同判決においては、上記⑴で述べたような千代田区の対応が、原告らのまちづくりに参画する権利又は利益を侵害するものではない旨の判断も付言されている。

６　「第２の２⑸」（原告ら準備書面⑵・１９ないし２２頁）

本件アンケートの配布方法に不合理な点はないこと、回収率については自ずから限界があること、及びその設問内容に不当な点はな

いことは、既に述べたとおりである（第１事件答弁書第７の３(6)・３１ないし３３頁）。

このほか、原告らは、本件アンケートの「設問８」及び「設問９」の回答結果からすれば、本件街路樹の伐採に反対する区民の方が多いとして、千代田区における本件工事に関する検討・協議が不十分であると主張するようである。

しかし、上記「設問９」における「①今と同じ樹種が良い」の選択者には、本件街路樹を更新せずに課題解決を望んでいる者と本件街路樹を更新し新たに同種の樹木（イチョウ）を植栽することを望む者のいずれも含まれ得る（それゆえ、これを補完するために各設問の回答欄には回答理由を記す箇所が設けられているのであり、「①今と同じ樹種が良い」の選択者につき上記のような場合が想定され得ることをもって設問に不備があったと断ずることはできない。）のであり、原告らのいうような、「設問８」における「①今のままでいい」の選択者と「設問９」における「①今と同じ樹種が良い」の選択者とを単純に足し合わせたとしても、本件街路樹の伐採を反対する区民の実勢を推し量ることはできないというべきである。

さらに、繰り返し述べているように、本件工事は、あくまで本件工事区間における歩道の拡幅と自転車走行空間の新設等を目的とする工事であり、本件街路樹の伐採はそれを実現するための一工程にすぎない。

そして、本件アンケート結果を見ても、「設問３」において歩道を「②拡げて欲しい」を選択した者が７５％（５０９人）、「設問５」において自転車走行空間を「②整備してほしい」を選択した者が７５％（５１３人）にも及んでいるなど、本件工事の実施を望む区民が多数を占めることは明らかである。他方で、パーキング・メータ

一を全廃できない本件工事区間において、歩道の拡幅等を行うためには本件街路樹を伐採する必要があるというのであり、千代田区は、このアンケート結果及び本件工事区間の現況についても考慮の上、本件街路樹を更新する旨判断したものである。

本件アンケートの利用法として、上記のような「設問3」や「設問5」の回答結果を考慮することが不合理でないことは明らかであるし、それゆえ、上記のような千代田区の判断過程に不合理な点がないこともまた明らかであるから、同区の判断に裁量権の逸脱又は濫用はないというべきである。

7 「第2の2(6)」(原告ら準備書面(2)・22ないし25頁)

(1) 原告らは、まず、道路整備方針における「参画・協働の趣旨を踏まえ、・・・さまざまな意見聴取の検討の上、・・・を進めていきます」(甲C37「5.2 地域への意見聴取について」)との文言、そして、協働・参画ガイドラインにおいて、「町会等の従来の地縁団体だけでは、地域の課題への対応にも限界があると考えられる」(甲C35・8頁)とされていることから、本件街路樹の伐採を決定するに当たっては、町会等の代表者らで構成される本件協議会での検討・協議だけでなく、意見公募等を行うべきであった旨主張するようである。

(2) しかし、本件街路樹を更新する旨の方針決定に当たっては、本件アンケートによる意見聴取が実施され、また、本件協議会での協議・検討だけでなく千代田区議会での議論も経ている上、さらに、本件工事契約締結後、本件街路樹の伐採に着手するよりも前に、複数回、住民説明会や意見交換会が実施されている。

このように、千代田区は、本件協議会での協議・検討を基本としつつ、それ以外の意見聴取の手法等を採った上で本件工事に着

手している以上、かかる同区の対応に、前千代田区長の「地域への十分な説明と丁寧な合意形成を心がける」との発言や、道路整備方針や参画・協働ガイドラインの趣旨に反するところがないことは明らかである。

(3) また、原告らは、賑わいガイドラインの修正内容は、本件工事の本質的内容にかかわるものである以上、同ガイドラインの改訂に当たっては意見公募手続を実施する必要があったとも主張する。

しかしながら、被告らは、同ガイドラインの改訂について、「本件通りの整備工事の計画や方針等に関する本質的な内容を変更するものではない」旨主張しているのであって、その変更が「本件工事」の本質的内容に関わるということを述べているわけではないから、所論は前提に誤りがある。

すなわち、そもそも、賑わいガイドラインは、本件通り全体に係る整備の指針として策定されているものである以上、その改訂が、「計画等の策定及び重要な変更」(乙５３) 又は「重要な方針等の策定または改定」(甲１６) に該当するか否かについての判断も、当然、本件通りに係る整備全体を視野に入れた上で行われるべきである。

そして、令和３年９月１５日に決裁された賑わいガイドラインの改訂が、いずれも本件通り全体の整備工事の計画や方針等に関する本質的な内容を変更するものではないことは既に述べたとおりであるから (第１事件答弁書第７の３(7)エ・３４及び３５頁)、所論はその前提を誤るものといわざるを得ず、失当である。

8 「第２の３」(原告ら準備書面(2)・３０ないし３３頁)

(1) 原告らは、千代田区議会企画総務委員会の委員において、誤っ

た情報ないし認識を基に議決された同区議会定例会の議決は無効である旨主張するが（原告ら準備書面(2)第２の３(2)ア・３１頁）、当該委員が、実際に「誤った認識」を有した状態で議決を行ったとする点について、原告らは何ら立証をしていない。

(2) また、原告らは、印出井部長による「１０か年において議論してきた」との答弁が誤解を与えるものであるなどと主張するが（原告ら準備書面(2)第２の３(2)イ・３１及び３２頁）、本件定例会で議決を行った千代田区議会議員の間で、上記答弁の趣旨が正しく認識されていたことは、既に述べたとおりである（被告準備書面(1)第３の２(3)イ・１７頁）。

したがって、同部長の答弁につき、上記議員が誤った認識を有した状態で議決を行ったという事実はない。

(3) さらに、原告らは、千代田区議会企画総務委員会において配付された資料（甲２１）の記載が「Ａ氏」の真意を誤解させる内容である旨縷々主張する（原告ら準備書面(2)第２の３(2)ウ・３２頁）。

この点、上記資料の記載によって、各委員らにおいて、Ａ氏がヨウコウザクラを容認しているかのように誤解したか否かは不知であるが（ただ、少なくとも、上記委員会の場で、そのような誤解を疑わせる質疑はなされていない。乙３２参照）、Ａ氏が保存案を推していること自体は、「保存を優先するべき」との記載や、かかる記載についての須貝課長の口頭説明から明確に認識しうるものだった以上、上記資料の記載内容をもって、「真意をゆがめた不正確な情報を企画総務委員会に伝達した」（原告ら準備書面(2)第２の３(2)ウ・３２頁）との評価は当たらないというべきである。

9　「４」（原告ら準備書面(2)第２の４・３３及び３４頁）

本件工事契約に基づいて本件街路樹を伐採することは、千代田区及び訴外大林の真意であり、また、この点につき両当事者に認識の齟齬はない。

そして、本件契約に係る内訳書（甲Ｂ８）においては、本件街路樹を意味する文言として（その言葉の厳密な定義はさておき）「枯損木」との表記が用いられ、そのことについても両当事者に認識の齟齬はない。

したがって、意思表示に対応する意思を欠いているわけではなく、当然、その意思表示に虚偽はない以上、本件工事契約に、民法９４条及び９５条の問題は生じ得ない。

第４　結語

以上のとおり、原告らの主張に理由がないことは明らかである。

よって、原告らの請求は速やかに棄却されるべきである。

以　上